

不審電話等にご注意ください

◎ 静岡県内で不審電話等があったとの情報がありましたのでご注意ください。

(事例1)

平成 27 年1月7日(水)午前 10 時ごろ、下田市の被保険者(76 歳・女性)宅に市役所保健課のフルカワを名乗る人物から「2万3千円の還付金があるが申請されていないので、キャッシュカードと保険証を持って金融機関へ行ってみてほしい。金融機関へ行かなければ自から宅に伺います。」と電話があった。被保険者の夫が「市役所に行くから。」と言って電話を切った後、市役所に確認の電話をしたことで発覚した。

市役所にはフルカワという人物がいないことや、電話をかけた職員もいないことから詐欺の可能性が高いことを伝え、被保険者に注意喚起をした。

(事例2)

平成 27 年1月7日(水)、沼津市の被保険者(72 歳女性)宅に市役所保険課のナカムラを名乗る男性から「昨年5月にさかのぼって還付金が2万何千円(金額は曖昧)ある。締切りが過ぎているが手続きができるので、こちらの取引銀行から連絡する。」と言われ一度電話を切った。30 分後に〇〇〇コールセンターから電話があったが、不審に思い保険課のナカムラに確認しようと市役所へ連絡してきた。

保険料及び医療費について還付金は発生しておらず、還付金があった場合は原則郵送でのやりとりとなり、金融機関での手続きはできない旨を説明した。

このような電話があった場合は、相手にせず市役所に問い合わせをするよう伝えた。

(事例3)

平成 27 年1月8日(木)午後0時頃、沼津市の被保険者(79 歳・女性)宅に市役所のナカムラを名乗る人物から保険料の還付金があるため、携帯電話を持って〇〇のATMに行くよう指示があった。

不審な点があるため、被保険者から国民健康保険課に問い合わせがあり、調べたところ、後期高齢者の保険料、高額療養費、国民健康保険料にか

かる還付金は発生していなかった。

不審電話であるため、ATMには行かず相手にしないよう被保険者に伝え
た。

- キャッシュカードやクレジットカードの暗証番号をお聞きすることは一切ありません。
- 後期高齢者医療制度として、被保険者のみなさんにATM(現金自動預け払い機)を利用して保険料等の支払いや還付の手続きをお願いするお手続きはありません。
- このような不審な電話がありましたら、一旦電話を切り、お住まいの市町の担当課または広域連合などにご確認ください。

静岡県後期高齢者医療広域連合

TEL 054-270-5520(代表)